

第460回東京地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記応募要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和8年11月16日(月) 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1、2-2
- 3 議 題 特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 応募要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望する旨と併せて、①傍聴を希望する審議会の開催日、②住所、③氏名、④電話番号(令和8年11月11日(水)午後1時00分～午後3時00分に連絡できる電話番号)を御記入の上、Eメール又ははがき等の郵送にて下記にお申し込みください。(様式は任意です。)

※Eメールでの申込に際しては、見逃し防止のため、Eメールの件名・タイトルは「【第460回本審傍聴申し込み】」としていただくようお願いいたします。

東京労働局 労働基準部 賃金課 最低賃金審議会事務局

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

(Eメールアドレス: chinginka-toukyoukyoku@hlw.go.jp)

※@には「@」(半角)を入れてください。

申込締切日は、令和8年11月10日(火) 午後5時【必着】です。

- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際にお書きください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その旨と、その方の住所、お名前、連絡先も併せてお書き添えください。
- (3) 傍聴いただける方には書面または電話にて連絡いたします。なお、会場の収容人数には限りがありますので、希望者多数の場合は、事務局において抽選を行い、傍聴いただける方のみに御連絡いたします。
- (4) 感染拡大防止等のため、以下の事項について御協力願います。
 - ・発熱等、風邪の症状が見られたり体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。
 - ・当日は手洗い、咳エチケット等の感染防止対策への御協力をお願いします。
- (5) 当日は、審議の開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入場は認められませんので御注意ください。
- (6) 入場時には、事前に申込みいただいた方及び介助の方であることを確認させていただきますので、運転免許証等の御本人確認ができるものをお持ちください。また鞆等をお持ち込みの場合には、入場時に、銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものがないかの確認を行います。これらの確認に応じない、確認で問題が認められた場合には入場は認められません(別添「遵守事項」記10参照)。

6 その他

- (1) 傍聴に当たって、別添「遵守事項」を厳守してください。

(注) 都合により開催日、開始時刻又は終了時刻が変更になる場合があります。あらかじめ御承知置きください。

【担当】東京労働局労働基準部賃金課 最低賃金係

電話 03(3512)1614

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 着席後は、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 審議中は着席し、静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 手段を問わず、審議会において自身の意見を表明することはできません。
- 7 傍聴中は食事、飲酒及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章、その他意見を表明するための着用物等は会場内で使用又は着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、今後の傍聴を断ることがあります。